小型定置網	一月から七月まで及び十一月	○・八〇	○・九六	○・八三	一・二六	○・九六	○・八三	○・九六	○・八三	
	八月から十月まで及び十二月	一・九三	○・九六	○・八三	四・三三	○・九六	○・八三	二・四〇	○・九六	○・八三

第二号の表備考ホ中「地震等限定塡補方式」の下に「又は地震等限定低塡補方式」を加える。

第三号の表（備考を除く。）を次のように改める。

分損特約の有無及び塡補方式	率
分損特約がある場合	
通常塡補方式	一・九〇％
地震等限定塡補方式	○・〇六
地震等限定低塡補方式	○・〇二
分損特約がない場合	
通常塡補方式	○・六〇
地震等限定塡補方式	○・〇六
地震等限定低塡補方式	○・〇二

第三号の表備考イ中「地震等限定塡補方式」の下に「又は地震等限定低塡補方式」を加える。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十七年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十四号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

表備考八中「第三十一号」を「第三十四号から第三十七号まで」を「第三十六号から第三十九号まで」に、「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十二号から第三十五号まで」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十七年四月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百四十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

一　面積単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	面積単価
麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょ及び菜種	一〇アール当たり二〇、〇〇〇円
そば	一〇アール当たり一三、〇〇〇円

二　数量単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	品質区分		数量単価	
麦	非パン・中華麺用品種の小麦	一等	A区分	六〇キログラム当たり六、四一〇円
			B区分	六〇キログラム当たり五、九一〇円
			C区分	六〇キログラム当たり五、七六〇円
			D区分	六〇キログラム当たり五、七〇〇円
		二等	A区分	六〇キログラム当たり五、二五〇円
			B区分	六〇キログラム当たり四、七五〇円
			C区分	六〇キログラム当たり四、六〇〇円
			D区分	六〇キログラム当たり四、五四〇円
	パン・中華麺用品種の小麦	一等	A区分	六〇キログラム当たり八、九六〇円
			B区分	六〇キログラム当たり八、四六〇円
			C区分	六〇キログラム当たり八、三一〇円
			D区分	六〇キログラム当たり八、二五〇円
		二等	A区分	六〇キログラム当たり七、八〇〇円
			B区分	六〇キログラム当たり七、三〇〇円
			C区分	六〇キログラム当たり七、一五〇円
			D区分	六〇キログラム当たり七、〇九〇円
	二条大麦	一等	A区分	五〇キログラム当たり五、一九〇円
			B区分	五〇キログラム当たり四、七七〇円
			C区分	五〇キログラム当たり四、六五〇円
			D区分	五〇キログラム当たり四、六〇〇円
		二等	A区分	五〇キログラム当たり四、三三〇円
			B区分	五〇キログラム当たり三、九一〇円
			C区分	五〇キログラム当たり三、七八〇円
			D区分	五〇キログラム当たり三、七三〇円